

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
(有)ライフマリン	山口県下関市伊崎町1-6-2

### 2. 指名停止措置期間

令和3年9月24日 から 令和4年5月23日 まで 8ヶ月

### 3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

### 4. 事実概要

本件は、有限会社ライフマリンの代表取締役が、九州地方整備局関門航路事務所発注の業務を巡り、同社が業務を受注できるよう便宜を求める見返りとして九州地方整備局職員に対して令和2年11月から令和3年3月頃、賄賂を贈ったとして令和3年8月23日に福岡地検小倉支部に書類送検され、同年9月10日贈賄罪で起訴されたものである。

### 5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第2号イに該当し、前記措置要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

本件については、指名停止8ヶ月とする。

#### 指名停止措置要領別表第2

措置要件	期間
(贈賄) 2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の職員以外の国土交通省職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から  4ヵ月以上12ヵ月以内 2ヵ月以上6ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内

#### <問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長 森田 義人 (内線2511)

総務部経理調達課長 大谷 繁 (内線6311)

○総務部契約課建設専門官 徳永 崇 (内線2512)